



安全報告書

2017年

関西高速鉄道株式会社

1. はじめに

当社は、関西圏における広域的な都市機能整備の一環として、京橋～尼崎間を地下で繋ぐ片福連絡線を建設・保有することを目的に地元自治体及び民間会社の出資により昭和63年5月25日に設立されました。その後、片福連絡線は平成9年3月8日にJR東西線として開業し、現在多くの皆様にご利用頂いています。

当社は西日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR西日本」という。)とJR東西線の使用及び運営に係わる基本協定を締結しており、その中で当社は第三種鉄道事業者としてJR東西線の鉄道施設を保有し、JR西日本が第二種鉄道事業者としてその鉄道施設を使用し、JR東西線の鉄道事業の継続的かつ円滑な運営を確保することを目的とし、その達成のために相互に誠意をもって協力することとしており、今後ともJR西日本と連携を図りながら第三種鉄道事業者としての事業運営に万全を期していく所存です。

この報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや実態について、自ら振り返るとともに、皆様に広くご理解いただくために公表するものです。この報告書に対するご意見やご助言などを賜れば幸いです。

関西高速鉄道株式会社

代表取締役社長 岡崎 安志

2. 輸送の安全を確保するための基本的な方針

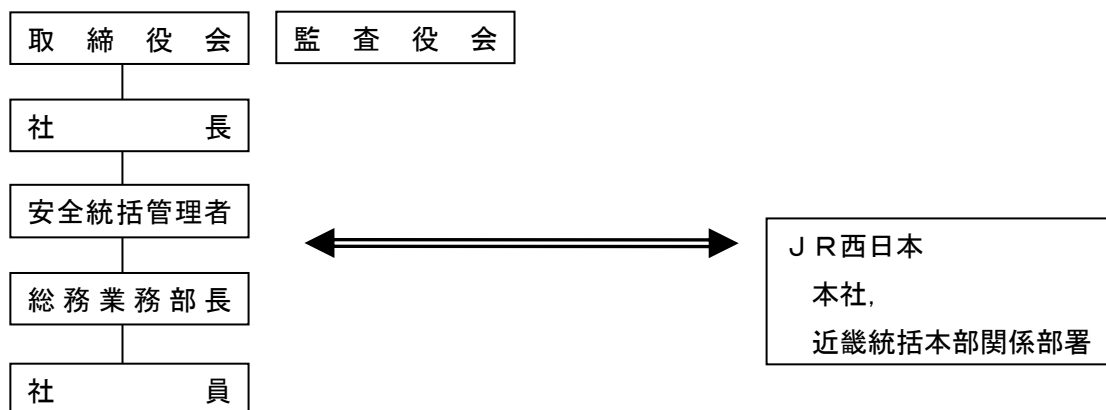
当社はJR西日本と締結している基本協定に基づき、保有する鉄道施設に係る協議、申請、届出等並びに財産管理に伴う第三者との協議、申請等の業務を行い、JR西日本は鉄道施設使用に係わる施設の維持及び管理並びに鉄道事業に付帯する業務を行っております。

当社は上記の業務を前提に輸送の安全を確保するための基本的な方針を次のとおり定めています。

- (1) 社長及び役員は、事業活動を推進するにあたって、輸送の安全を第一とする体制を整備するとともに、その具体的な方針として、毎年度、安全の取り組みを定める。
- (2) 社長、役員及び社員の行動規範は、次のとおりとする。
 - ① 一致協力して輸送の安全確保に努める。
 - ② 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
 - ③ 災害、事故等が発生したときは、当社及びJR西日本は相互に情報伝達を行い、適切な対応を行う。
 - ④ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
 - ⑤ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

3. 安全の確保に関する体制と方法

当社は、安全の確保に関する体制及び社長等の責務を次のとおり定めています。



社長: 輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う

安全統括管理者: 輸送の安全確保に関する業務を統括管理する

総務業務部長: 安全統括管理者の指揮の下、当社施設に係る協議、申請、届出等に関する事項並びに財産管理に伴う第三者との協議、申請等に関する事項を掌理する

4. 事故等の状況と再発防止措置

平成28年度に、当社が関わる鉄道運転事故並びに災害等は発生しませんでした。

5. 輸送の安全を確保するための措置

(1) 地震等の災害に対する対応の状況

① 地震の対策

JR東西線は工事中に阪神大震災が発生しましたが、必要な対策工事を行ったのちに開業しております。

② 豪雨、津波、高潮に対する対策

駅出入口（地上）には、高さ60cmの止水パネルを異常時に設置できるように装備し、北新地、新福島、海老江、御幣島、加島の各駅については、柵外コンコースと外部との接続部に止水扉を設置しています。

(2) 行政指導等に対する措置の状況

平成28年11月に、近畿運輸局の保安監査を受検しましたが、指導等はありませんでした。

(3) 安全確保のための措置

- ① 近畿運輸局長への鉄道施設の変更認可申請等の手続きをJR西日本と相互に調整し、確実にっております。
- ② JR東西線沿線の開発行為等で鉄道施設に近接して行われる工事に対して、鉄道施設に影響がある場合は、鉄道施設の保守、列車の運行を行っているJR西日本において鉄道施設への影響を防ぐために必要な対応策を検討し、当社はその内容に沿って起業者と協議を行い、対応策を講じたうえで工事を実施していただき、輸送の安全確保に努めています。
- ③ 鉄道施設の維持及び管理を行っているJR西日本から鉄道施設の検査結果として異常なしの報告を受けると共に、当該年度の計画についても報告を受けました。
- ④ 安全管理規程に基づき全社員に対し安全教育を行うとともに異常時のための緊急情報伝達訓練や社外の施設を利用した研修を行い、社員の安全意識の向上に努めました。